

令和7年度

地区防災計画作成セミナー

台東区危機・災害対策課

地区防災計画と まねっこ防災

← → ↺ 🔍 <https://www.youtube.com/watch?v=JrYtoq92k98>

☰ YouTube JP 検索

「まねっこ防災」って
知っていますか？



みなさんは、「まねっこ防災」という言葉を知っていますか？

地区防災計画 入門ビデオシリーズ【#1 概要編】～「まねっこ防災」のアプローチ～

 黒潮町役場
チャンネル登録者数 380人

チャンネル登録

👍 31 | 🗨️ | ➦ 共有 | 📌 保存 | ⋮

内閣府による 地区防災計画 の紹介

[お役立ち情報](#) [一般向け](#) [企業・団体向け](#) [地方自治体向け](#) [検索](#)

[内閣府ホーム](#) > [内閣府の政策](#) > [防災情報のページ](#) > [広報・啓発活動](#) > みんなでつくる地区防災計画

みんなでつくる地区防災計画



みんなでつくる
地区防災計画

災害は忘れた頃に起こるともいわれています。

地区防災計画を活用して、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要です。



新着情報

- 令和7年11月05日 [令和7年度「津波防災の日」スペシャルイベントの開催について](#) 
- 令和7年09月06日 [【9/1（月）正午締切・参加無料】内閣府・新潟県・地区防災計画学会等連携「地区防災計画フォーラム」等の御案内](#) 

足立区 地区防災 計画

足立四丁目町会 地区防災計画

令和5年3月

足立四丁目町会

目次

1 地区防災計画とは.....	1
（1）地区防災計画の目的と位置づけ.....	1
（2）地区防災計画の対象、範囲等.....	1
（3）地区防災計画の構成.....	2
（4）実践と検証.....	3
2 地区特性.....	4
（1）地区の成り立ちと現況.....	4
（2）地震の被害想定.....	9
（3）水害の被害想定.....	12
3 地震発生時の対応シナリオ.....	17
（1）地震発生時の対応シナリオ.....	17
（2）地区防災マップ.....	17
（3）話し合いによる検討.....	22
4 水害時の対応シナリオ.....	31
（1）水害が予想される場合の防災行動の概要.....	31
（2）水害が予想される場合の対応シナリオ.....	31
（3）コミュニティタイムライン.....	36
5 足立四丁目町会における平時の備え.....	38
（1）事前対策リスト.....	38
（2）体制づくり.....	40
※ 様式・資料編.....	43
資料1 様式集.....	44
参考様式1 緊急時連絡先一覧表.....	44
参考様式2 備蓄品リスト.....	45
参考様式3 町会年間スケジュール.....	46
参考様式4 防災区民組織名簿.....	47
資料2 スマートフォン用防災アプリ「足立区防災アプリ」.....	48
資料3 A-メール（足立区メール配信サービス）.....	48
資料4 あだち安心電話.....	49
資料5 感震ブレーカーの設置助成.....	50
資料6 防災無線のテレホン案内.....	51
資料7 足立区 LINE 公式アカウント.....	51

世田谷区 地区防災 計画

目次

1 上町地区の特性	上町-1(-80-)
(1) 自然特性	上町-1(-80-)
(2) 社会特性	上町-2(-81-)
(3) 地域危険度	上町-4(-83-)
(4) 被害想定	上町-5(-84-)
(5) 防災資源一覧	上町-8(-87-)
(6) 防災資源マップ	上町-9(-88-)
2 各団体の防災活動－現在の取組状況－	上町-10(-89-)
3 上町地区の課題と取り組み	上町-15(-94-)
(1) 方針	上町-15(-94-)
(2) 課題	上町-15(-94-)
(3) 課題に対する取り組み	上町-16(-95-)
(4) 取り組みに対する関係団体一覧　－自助－	上町-21(-100-)
(5) 取り組みに対する関係団体一覧　－共助－	上町-22(-101-)

上町地区防災計画作成団体

NO	上町地区防災計画作成協力団体
1	世田谷上町町会
2	世田谷東町会
3	世田谷二丁目町会
4	桜町会
5	松丘町会
6	弦巻町会
7	桜小学校 PTA
8	松丘小学校 PTA
9	弦巻小学校 PTA
10	桜木中学校 PTA
11	弦巻中学校 PTA
12	桜小学校避難所運営委員会
13	松丘小学校避難所運営委員会
14	弦巻小学校避難所運営委員会
15	桜木中学校避難所運営委員会
16	弦巻中学校避難所運営委員会
17	上町あんしんすこやかセンター
18	上町社会福祉協議会
19	上町地区身近なまちづくり推進協議会防災対策部会
20	青少年上町地区委員会

江戸川区 地区防災 計画 簡易版 各戸配布用 1枚目表裏

保存版

守ろうよ 私の好きな街だから 会 防災かわらばん



火事が発生したら。。。 (地震に伴わない単独火災の場合)

①近所に大声「火事だ!」と叫んで知らせよう!

○火事を発見したら近所に知らせてから「119番」に通報する

②初期消火をする(できるだけ多くの人で対応、絶対に一人でやらない!)

○協力して地域配備消火器などで初期消火をしながら消防隊を待つ
※地域配備消火器の設置場所は裏面の防災マップで確認



大地震が発生したら。。。 (地震発生直後)

①地震だ! まず身の安全(地震発生直後) とにかく自分の身を守ろう!

○大きく揺れたら自分の身を守る
○頑丈なテーブルや机の下で頭を保護する



②大きな揺れがおさまったら(地震発生約2分後) 落ち着いて行動しよう!

○家族の身の安全を確認、避難する出口を確保する
○慌てずに台所やストーブなど火の始末をする



③出口を確保したら(地震発生約5分後) 情報を収集しよう!

○テレビやラジオで正確な災害情報、避難情報を収集する
○避難ときは電気のブレーカーやガスの元栓を切る



④周辺所の安否確認(地震発生約10分後) 声を掛け合おう!

○隣近所に声を掛け、〇〇〇に一時集合し、お互いの安否を確認する
○災害用伝言ダイヤル「171」や災害用伝言板を活用する
○協力し合って消火・救出活動をする(一人では絶対にやらない!)
○大規模延焼火災の場合の避難場所は〇〇〇。



⑤数日間経過したら(地震発生約半日後) みんなで助け合おう!

○食料(最低3日分)や生活必需品は事前に自分で用意しておく
○在宅避難で助け合う、在宅避難が難しい場合は避難所へ



⑥避難所へ行ったら(地震発生約半日後～復旧まで) 避難所運営に協力しよう!

○避難所は〇〇学校と〇〇学校
○避難者みんなが協力して避難所を運営する
○快適な避難生活ができる避難所にする



■大地震などでケガをした時は病院前の緊急医療救護所に行きましょう!

【近くの緊急医療救護所設置場所 抜粋】

施設名	所在地	施設名	所在地

※各病院前で負傷者の重症度判定を行ってから処置されるため、病院へは直接入れません

■大雨の時に自宅が浸水しそうな場合は活用しましょう!
【近くの土のうステーション設置場所】

名称	所在地	名称	所在地



※大雨による冠水・浸水を防ぐために使用できます。中身は約5～10kgの砂です



大雨(集中豪雨・ゲリラ豪雨や台風)のときは。。。 (集中豪雨・ゲリラ豪雨の時に。。。)

①台風・集中豪雨の前に確認しよう!

○雨水ますの周りを点検・掃除する
○近所の土のうステーション(土のう置き場)を確認する



②正確な気象情報(降雨情報、注意報・警報)を収集しよう!

○テレビやラジオで「いつ降る?」「降雨量は?」を確認する
○浸水した時に備えて大切なものは2階以上に上げる



③避難するタイミングを計ろう! (避難情報を防災無線、テレビ、ラジオで確認する)

○自宅が浸水しそうな場合は自主的に避難する
○避難情報が発表されたら区の施設または建物の2～3階以上へ避難する
※避難情報が発表されている場合は指定された避難所へ近所までまとめて避難しましょう



④雨が収まってきたら(注意報・警報の解除をチェックする)

○道路の水はけを確認し、問題がなければ帰宅する



大規模水害(堤防等決壊による洪水・高潮)のときは。。。 (大雨対応の2と同様)

①正確な気象情報(降雨情報、注意報・警報)を収集しよう! (大雨対応の2と同様)

○テレビやラジオで「いつ降る?」「降雨量は?」を確認する
○浸水した時に備えて大切なものは2階以上に上げる



②避難するタイミングを計ろう! (避難情報を防災無線、テレビ、ラジオで確認する)

○地域一帯の浸水が懸念される場合は自主的に避難する
○広域避難情報が発表されたら迷わず避難する!

①まずは区外へ広域避難(高台の親戚・友人宅等)
②やむをえず区内避難(小・中学校、大島小松川公園)
③最終手段の垂直避難(3階以上の頑丈な建物へ緊急避難)



④広域避難情報が解除(避難を要する想定期間は2週間以上)されたら

○自宅と近隣の建物浸水被害状況を確認して帰宅の準備をする



江戸川区 地区防災 計画 簡易版 各戸配布用 2枚目表裏



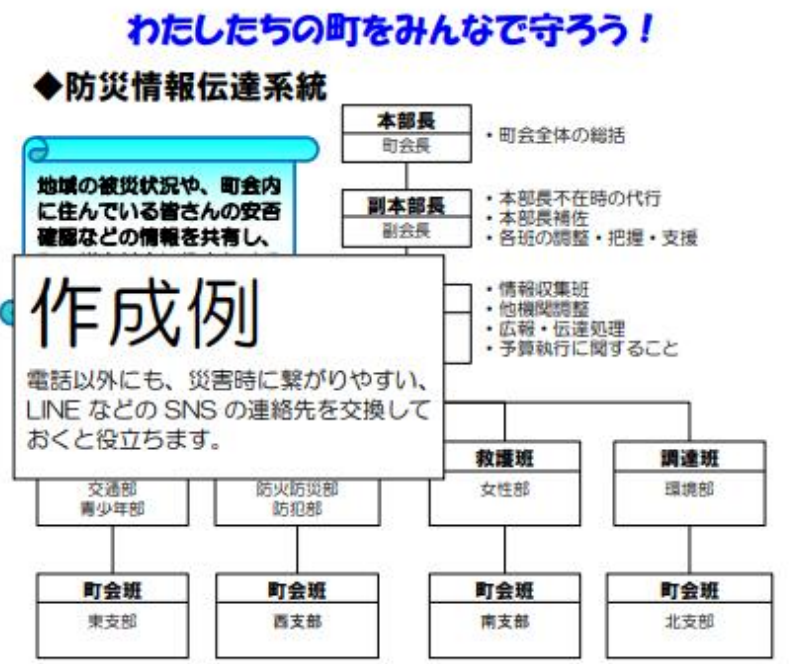
◆いざ！という時に備えよう!! ※家族構成に合わせて最低3日分の備蓄品を準備しよう!

非常持ち出し品リスト（リュックに男性 15kg、女性 10kgが目安）

- 懐中電灯 - 携帯ラジオ - 予備の電池・電池 - 飲料水 - レトルト食品 - 缶詰 - 現金 - 印章 - 現金通帳 - 保険証 - 免許証	- 常備薬 - 備前薬 - 常備薬 - ばんそうこう - 絆創膏 - 包帯 - ヘルメット（防災ずきん） - 軍手 - 夜間 - タオル - ろうそく・ライター - ナイフ - ティッシュペーパー	- 乳児用品 - 経費用品 - 高圧洗浄機
--	--	---

ローリングストック法

①いつも買う2倍の量を購入し備蓄
②半分使ったら、使った分と同じ量を購入
③古いものから使っている、感謝させることで常に新しい飲料水や食料を備蓄



確かな情報正しい行動を心掛けましょう!

決めておこう! 家族との連絡方法

連絡方法の確認

災害発生直後は電話が繋がりにくくなります。災害発生直後は被災地への電話が集中し、ご自宅の電話や携帯電話は繋がりにくくなります。平常時から家族・親戚・友人などで災害時の連絡方法について確認しておきましょう。

災害用伝言ダイヤルの活用

災害用伝言ダイヤルは、災害時に提供が開始される際の伝言板です。伝言の録音は1伝言あたり30秒以内。伝言の保存は災害用伝言ダイヤルの運用期間終了まで。伝言の蓄積件数は電話番号あたり1～20件となっています。また、毎月1日・15日は体験利用ができます。ぜひご利用ください。その他、インターネットを利用した「fweb171」や携帯電話各社が提供する伝言サービスもあります。

災害用伝言ダイヤル「171」

ご利用方法

伝言の録音方法

171 にダイヤル

録音の電話 ①

伝言の再生方法

171 にダイヤル

再生の電話 ②

※録音できる音は1分以内の録音、録音電話や FAX も可能です。



地区防災計画策定のための支援事業
～お互いに「無事でよかったね」と言えるまでに～

「地区防災計画」策定のために 防災士を派遣します

共助による地域防災力向上のため、専門的知識を持つ防災士を派遣し、皆様をサポートします！

<支援のイメージ>



- 【お申込方法】 所属する自主防災組織（町会・自治会等）の会長名と連名でお申込みください
- 【 申請書 】 江戸川区ホームページに掲載
- 【 費 用 】 区が負担（会場費等は含まれません）

なぜ町会単位か？ 地域の底力（都事業）

消火器の設置 自主防災組織活動費助成

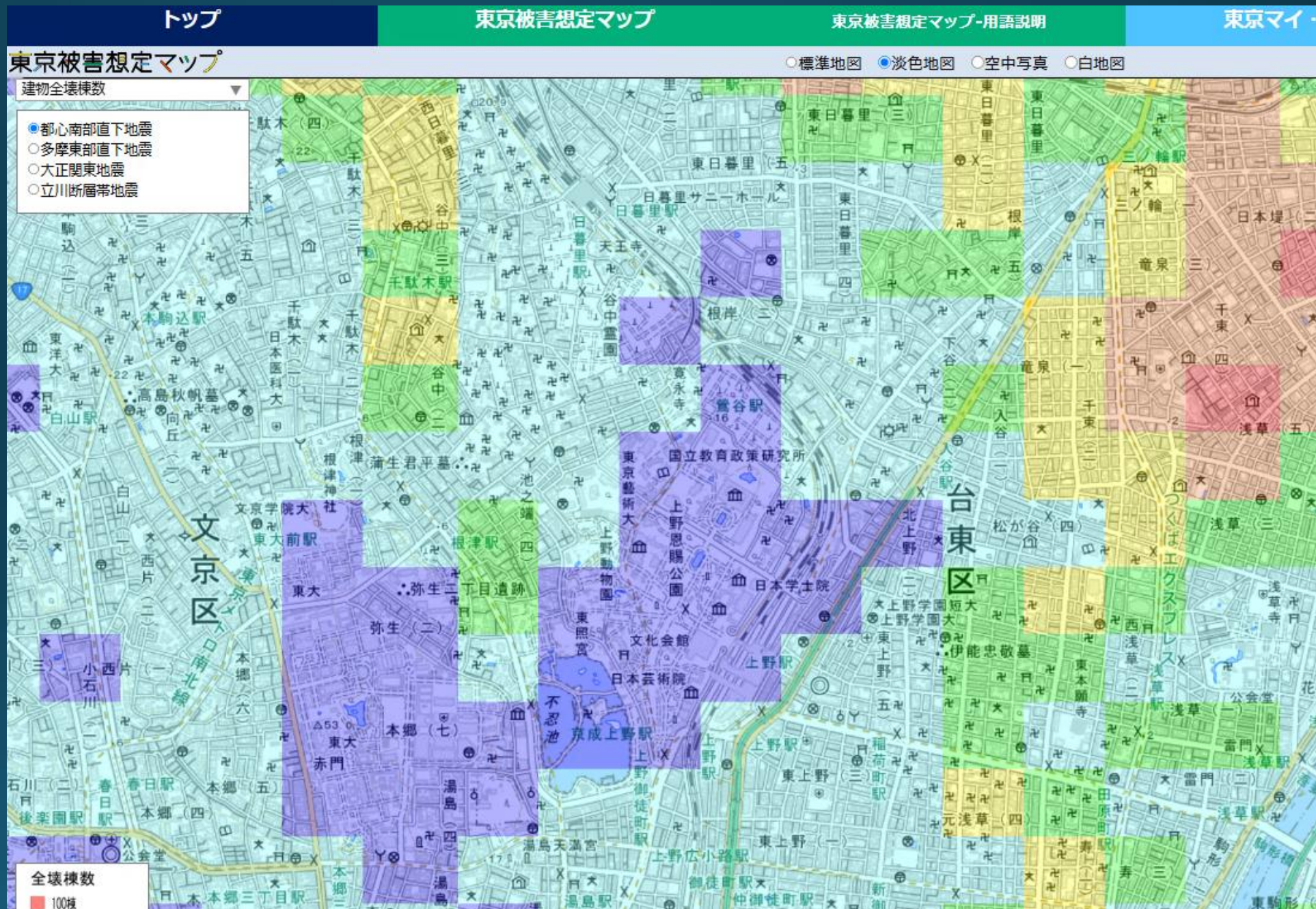
防災訓練 避難行動要支援者名簿の提供

避難運営委員会の開催 一時集合場所の運営

防災指導者講習会 防災士資格取得支援

地域特性の 把握

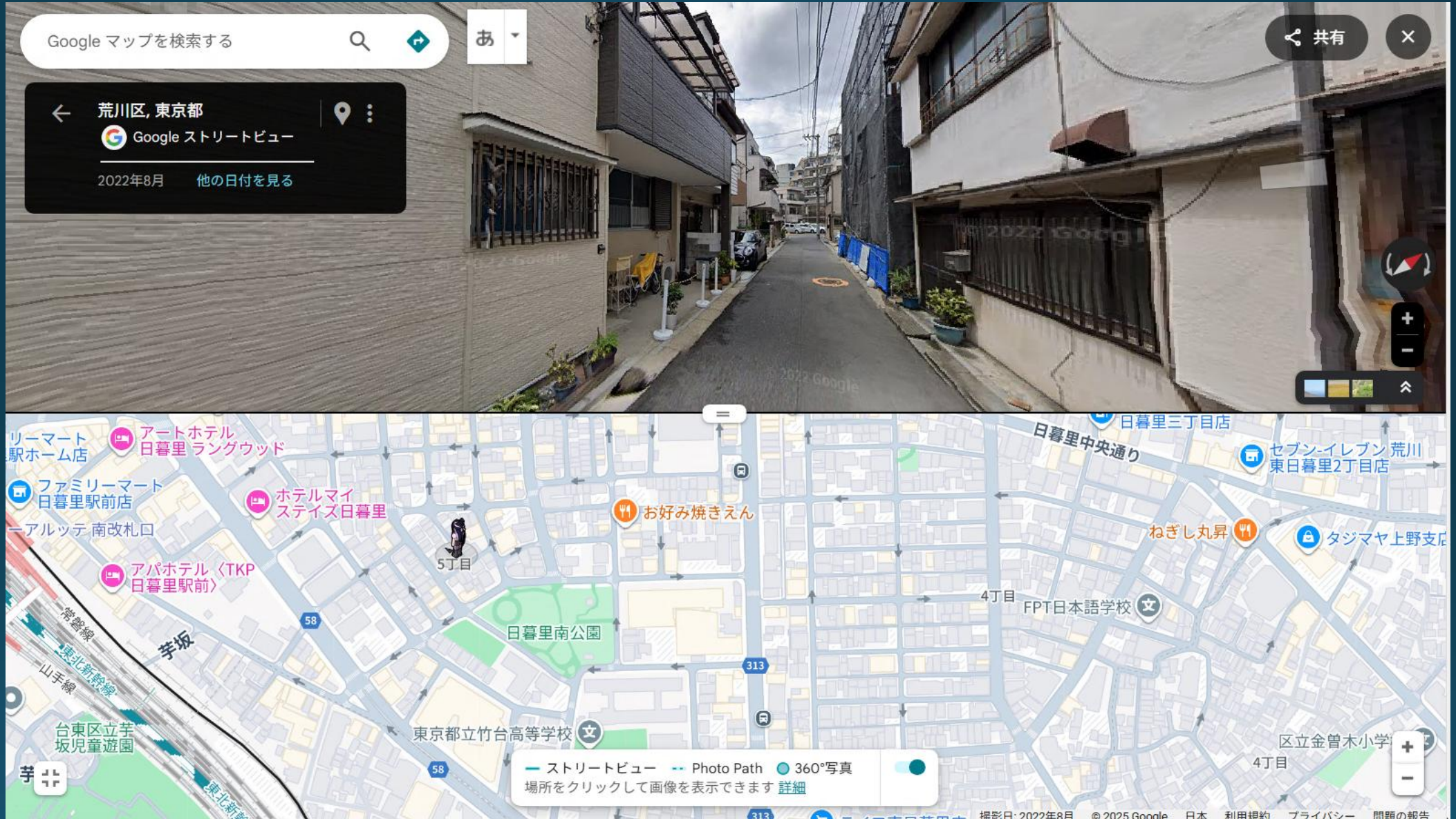
東京被害 想定マップ



事例 荒川区 東日暮里5丁目町会



Googleストリートビュー みんなでの街歩きは不要



たいとう マップの 紹介・ 機能

施設マップ

都市計画マップ

認定道路・道路台帳図

建築基準法道路マップ

AEDマップ

郵便番号・住所から探す

郵便番号・住所またはその一部を入力してください。

例) 浅草、上野1-1など

検索

▶ [住所一覧から選択する場合はこちら](#)

目標物から探す

目標物施設の名称やその一部を入力してください。

例) 台東区役所など

検索

主要施設から探す

- ▶ [台東区役所](#)
- ▶ [生涯学習センター](#)
- ▶ [上野駅](#)
- ▶ [浅草駅](#)
- ▶ [日暮里駅](#)
- ▶ [浅草橋駅](#)
- ▶ [御徒町駅](#)

地図から探す

地図上でクリックすると、クリックした位置の地図を表示します。





東京消防庁マップの紹介・機能

**東京消防庁マップ**
Tokyo Fire Department Map

東京消防庁ホームページ このサイトについて

住所、建物名などを入力して移動

表示選択

☐ 遊技場等 ☐ カラオケ、個室ビデオ店等
☐ キャバレー等、性風俗店舗等
☐ 飲食店等（レストラン・居酒屋等）
☐ 特定用途複合防火対象物（雑居ビル等）
☐ 上記以外の用途

絞込：業務用途

☐ 遊技場等 ☐ カラオケ、個室ビデオ店等
☐ キャバレー等、性風俗店舗等
☐ 飲食店等（レストラン・居酒屋等）
☐ 上記以外の用途

☐  火災予防上の命令を受けている対象物

☐  出火危険度 (概要)

☐  ランク1 ☐  ランク2
☐  ランク3 ☐  ランク4
☐  ランク5 ☐  ランク6

☐  延焼危険度 (概要)

☐  ランク0・1 ☐  ランク2・3
☐  ランク4・5 ☐  ランク6・7
☐  ランク8・9

地図の中心付近は上野消防署の管轄です

キーボードショートカット 画像は著作権で保護されている場合があります 100 m 利用規約

入力例:浅草、上野1-1など 検索 現在地 台東区東上野4丁目 付近 透過性 初期値

探す 測る 振く ルート

描く X 閉じる

作図入力 作図編集 作図削除 ファイル読込 ファイル保存

作図機能

図形の種類を選択

点 線 面 円 パツファ 文字

線の表示方法の選択

線の表示方法を選択して、地図上でクリックしてください。2地点以上になると線が表示されます。「確定」ボタンを押すと線が確定します。

線の太さ 5
線種 実線
線の色 赤
透過度 50 %

ひとつ戻る 入力図形を確定 やり直し

印刷 保存 リンク

全ての図形を削除



休

憩

1 0 分間

1 5 時 0 0 分に再開します

地区防災計画の作成



台東区

音声読み上げ・文字拡大

Foreign Language

アクセス

Google 提供

暮らし・手続き

子育て・教育

生涯学習・図書館
スポーツ

健康・福祉

文化・観光・産業

防災・防犯

まちづくり
住宅・環境

[トップページ](#) > [防災・防犯](#) > [防災に関する方針・計画](#) > [地区防災計画](#) > [地区防災計画の作成について](#)

地区防災計画の作成について

ページID：765605660 更新日：2024年3月14日  印刷

地区防災計画とは

阪神・淡路大震災や東日本大震災において、「公助」だけではなく、個々人の対策における「自助」の観点及び地域コミュニティにおける「共助」の観点で地域住民同士がお互いに助け合うことの重要性が再認識されました。その教訓を踏まえ、国は平成25年に災害対策基本法を改正し、区市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（地区居住者等）が、災害に備えて自発的な防災活動に関する計画（地区防災計画）について定めることができる「地区防災計画制度」を新たに創設しました。

地区防災計画ガイドライン

内閣府では、「地区防災計画」の策定を支援するため、「地区防災計画ガイドライン」を作成しています。計画を作成する際にご活用ください。

地区防災計画

地区防災計画の作成

厳選メニュー

 子育て・教育

 高齢・障害

 健康づくり

 観光

よくある質問

地区防災計画作成の手引

地区防災計画ガイドライン

内閣府では、「地区防災計画」の策定を支援するため、「地区防災計画ガイドライン」を作成しています。計画を作成する際にご活用ください。

■ [内閣府防災情報のページ「みんなでつくる地区防災計画」\(外部サイト\)](#)

📄 [啓発用パンフレット「みんなでつくる地区防災計画～「自助」「共助」による地域の防災～」\(PDF：2,081KB\)](#)

📄 [地区防災計画ガイドライン（概要）\(PDF：1,221KB\)](#)

📄 [地区防災計画ガイドライン（本文）\(PDF：2,850KB\)](#)

地区防災計画を活用して、いざというときに地域コミュニティごとに効果的な防災活動を実施できるようにすることが重要です。地区防災計画の作成を希望される方は、危機・災害対策課にご相談ください。また、作成の際は、下記の「地区防災計画策定の手引き ひな型編・資料編」をご活用ください。

📄 [地区防災計画策定の手引き ひな型編・資料編（ワード：1,132KB）](#)



観光

よくある質問

広報たいとう

情報が見つから

地区防災 計画の 作成 はじめに

ひな形編

- 作ってみましょう -

[ひな形編]

※「ひな形」の使い方

- ・当ひな形は、「地区防災計画」を作成する際のモデルとなる形を示したものです。
- ・「地区防災計画」には、「これでなければいけない」という定まった形があるわけではありません。町会において、当ひな形を自由に変更、または加除修正して、使いやすい計画を作成してください。
- ・そのままお使いいただく場合は、「 」や「 」の個所に必要な名称や文章を書き込んでください（当ひな形では、例として「〇〇町会」と表記していますが、策定団体に応じて読み替えてください）。

地区防災 計画の作成

①

1度作ったら
終わりではなく、
適宜、見直しに
より実効性が
保てる

年間スケジュール
に組み込むことが
必要

ひな形表紙

〇〇町会
地区防災計画

〇年〇月

〇〇〇〇町会

ひな形編 1 策定・見直し・活動の記録

1 地区防災計画の策定・見直し内容・活動の記録

(策定： 年 月)

実施月日	内 容 (ワークショップ、まち歩き、 計画書修正等) (記入者名)	活 動 記 録
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
年 月 日		
令和元月〇日〇日	計画書修正 (記入者:〇〇)	役員参集場所の代替場所を追記 (代替場所:〇〇〇〇)

※ 必要に応じて表を追加してください。

1

地区防災計画の作成

②

目次のページ
全てを作成する
必要はありません

地区防災計画 目次

1 地区防災計画の策定・見直し経緯

ページ

2 地区防災計画とは

ページ

3 地区の被害状況

ページ

4 避難行動と避難の場所の確認

ページ

5 地区防災マップについて

ページ

6 防災活動の取組み

ページ

(1) 町会の初動活動について

(2) 町会の災害対策活動について

(3) 今後のスケジュールや防災訓練

(4) 備蓄物品管理、増配備等の検討

(5) 引き続き検討する事項

様式類

ページ

- 様式1 役割分担表
- 様式2 備蓄品リスト
- 様式3 町会年間スケジュール
- 様式4 防災訓練計画

1 地区防災計画とは

(1) 地区防災計画の目的と位置づけ

台東区は古い木造の建物が密集した場所があるため、地震が起こると、非常に大きな被害を生じる危険性があります。このため、地域住民自らによる「自助」、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たします。

そこで、〇〇町会では、自助・共助により地域防災力を向上させ、地区の被害軽減を目的に、「〇〇町会地区防災計画」を策定しました。

地区防災計画は、災害が起きることを想定し、そのための準備と災害時の自発的な行動を検討し、地区に居住する者が皆で作成する計画です

(2) 地区防災計画の対象、範囲等

対象とする災害	地震（震度： 、マグニチュード： ）
対象とする範囲	〇〇町会
対象者	〇〇町会の居住者、事業者など 町会内にいるすべての人
対象とする段階（フェーズ）	地震発生時～初動活動～避難行動

地区防災計画の作成

③

各種被害情報

3 地区の特徴と被害想定

(1) 地区の特徴

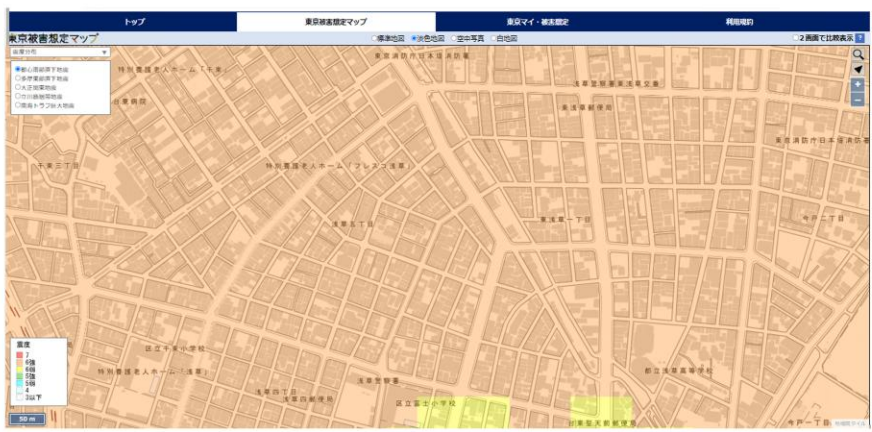
地区の特徴をつかむため、町会内の狭い道路の様子を調べました。
□ 町会・自治会内に狭い道路（道幅 4mに満たない道路）が ⇒

(2) 地震の被害想定

①首都直下地震の被害想定

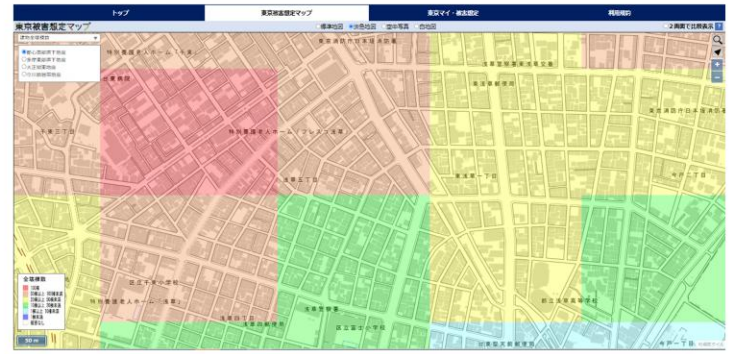
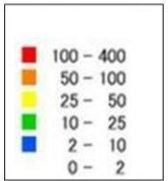
南関東地域における首都直下地震（マグニチュード 7.3 規模）の発生確率は、今後 30 年以内に70%といわれています。
その際の町会の震度は、震度 が予想されます。

■都心南部直下地震の地震動分布 首都直下地震等による東京の被害想定より



首都直下地震等による東京の被害想定より（令和5 年5 月24 日公表）

■建物全壊棟数



■建物焼失棟数

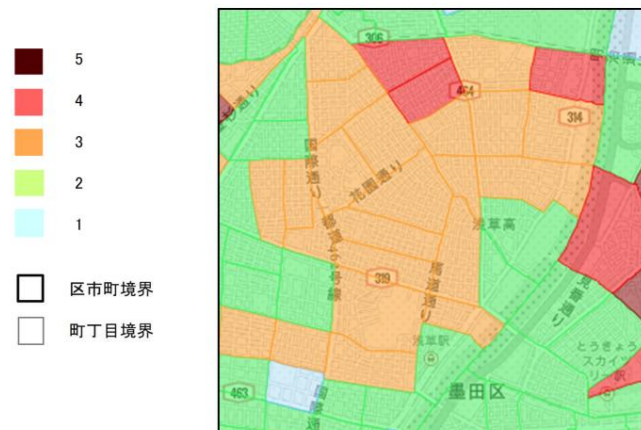


■液状化危険度



4

当町会の総合危険度は ⇒ 低 です。

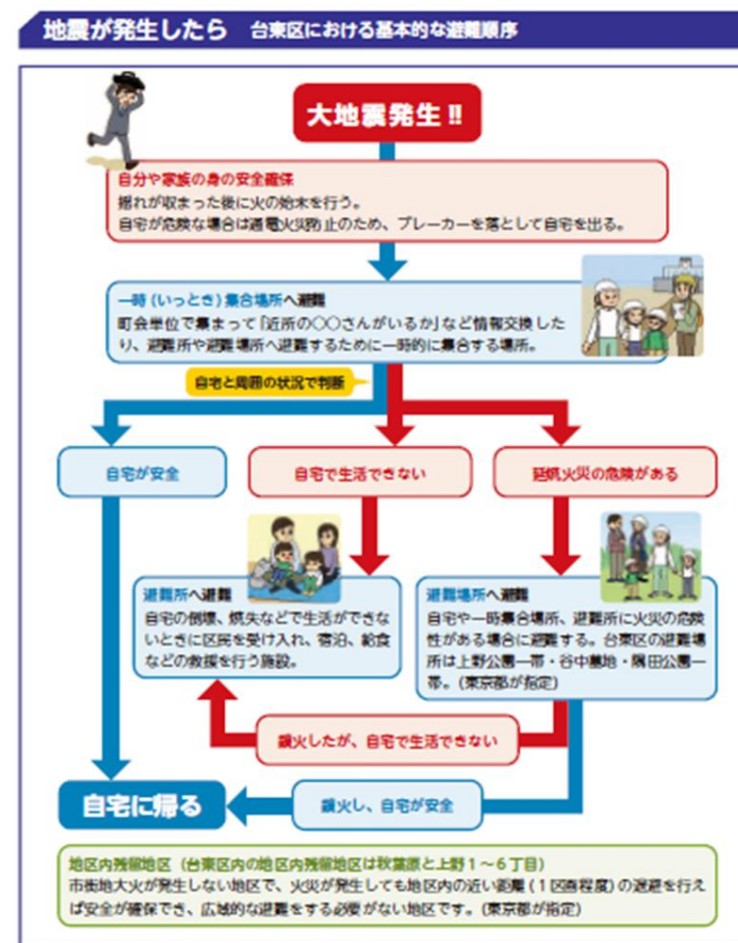


都内の市街化区域の5,177 町丁目について、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難度を考慮し、総合危険度について測定し、上図を公開しています。危険度のランクは次の5つに分けられています。



6

地震発生後の行動の流れを下記に示します。



- 一時集合場所：避難場所や避難所に集団で避難するために、一時的に集まる場所
- 広域避難場所：大地震などで延焼火災が発生した場合、大火から身を守るために避難する場所（区内3ヶ所）
- 避難所：自宅が倒壊・焼失等で生活が出来ない場合に生活する場所（区内43か所）

地区防災 計画の作成

⑤

参集ルール 役割分担

6 防災活動の取組み

(1) 町会の初動活動について（参集ルール、参集場所）

○ 集まる基準（ルール）

→集まる基準：台東区に震度_____の地震が発生したら

自主的に参集

○ 町会での活動のために集まる場所

→集まる場所：_____

○ 町会での初動活動のために集まる場所が被災し使えない 場合の集まる場所

→集まる場所（代替場所）：_____

○ その他

《その他記載例》

- ・ 参集する町会会員同士の安否確認方法
- ・ 参集する際に必要な物（ヘルメット、倉庫の鍵など）
- ・ 参集する際の注意事項（被害状況を確認しながら参集）

(2) 町会の災害対策活動について（事前の活動と災害時の活動）

○ 活動の大まかな役割分担と活動内容

→役割分担は「様式1（役割分担表）」などに記載し、役員交代などの際は更新する。

・ 本部長＝町会長 ・ 副本部長（総務担当）＝副会長

【平常時】・【発災時】総務班

＜事前・平時の活動＞ 防災団との連携

- ① 防災資機材の備蓄、保守管理
- ② 防災意識の普及、高揚

＜災害時の活動＞

- ① 町会・自治会の本部活動の取りまとめ
- ② 災害関連情報の収集

【平常時】防災担当（防災団）

【発災時】消火・救助班（防災団を含む）⇒ 安否確認班

＜事前・平時の活動＞

- ① 初期消火訓練
- ② 出火防止の徹底、巡回点検

＜災害時の活動＞

- ① 初期消火活動
- ② 避難行動要支援者安否確認

地区防災 計画の作成

⑥

役割分担 安否確認

【発災時】避難支援班（一時集合場所担当） 避難誘導担当

<事前・平時の活動>

- ① 避難訓練、避難経路の確認

<災害時の活動>

- ① 一時集合場所での情報提供・周知活動
- ② 避難所までの避難経路指示 等

【発災時】避難所運営班

<事前・平時の活動>

- ① 避難所運営委員会の開催
- ② 避難所開設・運営訓練の実施

<災害時の活動>

- ① 避難所開設・運営訓練の実施

【発災時】救護担当

<事前・平時の活動>

- ① 応急救護訓練

<災害時の活動>

- ① 救出、救護及び負傷者の応急手当

【発災時】物資担当

<事前・平時の活動>

- ① 炊出し訓練

<災害時の活動>

- ① 救助物資の配分、炊出し等の協力

ひな形編 6 防災活動の取組み

○安否確認の方法

→安否確認を行う地域の分割（組単位、班単位など）：単位

→確認方法：

- ① 各世帯は、震度 以上で

安否確認表示（※）を 家の前に掲出する。

防災アプリで（ ）にメールする。

- ②（ ）は、各世帯の安否確認表示の掲出状況を確認する。

（ ）は、安否確認表示の掲出状況を町会へ報告する。

←

←

←

←

←

←

←

←

←

地区防災 計画の作成

⑦

備蓄物品

(3) 備蓄物品管理、増配備等の検討

○ 町会で備えている資機材と備蓄品の管理

○ 定期的な資機材や備蓄品の確認（時期、頻度など）

—

○ 今後、更に配備が必要な資機材や備蓄品

→ 資機材：—

→ 備蓄品：—

(4) 今後のスケジュールや防災訓練について

○ スケジュール

・ 防災について検討を行う会議：—

・ 時期、頻度：—

→ 決定した内容を、「様式 3（町会年間スケジュール）」などに記載

○ 今後の訓練予定

・ 1 年目：—

・ 2 年目：—

・ 3 年目：—

→ 決定した内容を、37 ページ「様式 4（防災訓練計画）」などに記載する。

(5) 引き続き検討する事項

・ —

⇒

・ —

⇒

・ —

地区防災 計画の作成

⑧

各町会の実情
に合わせた
配置（例）

発災直後

夜間・休日 町会役員の人数が少ない						発災直後		
	町会単位					避難所		
優先度	給水 (給食)	安否確認・ 避難誘導	初期消火・ (救助)	町内の 被害把握 (建物)	一時集合場所	開錠・仮開設 トイレの 使用禁止	開設・ 受付	避難所 避難者への 物資
活動内容	給水栓 (応急給水栓) スタンドパイプ による給水	町会、避難行動 要支援者名簿等による 安否確認	消火器・D級 ポンプによる 初期消火	町会内の被害状況 (火災・倒壊・道路損 壊等)の把握	避難所開設までの 一時待機場所・町会 内の火災・倒壊等の 情報共有	施錠されている 避難所を防災協力 員が開錠し、最低限 の準備	本部への連絡、 施設全体の安全確 認後、開設・受付	毛布・マット 食料等を配給
高低の 理由	炊き出し等は 緊急性は低い	安否確認要員の確 保に時間が必要	町会役員でなく、 近隣住民の協力を 期待	各対応の優先順位 を決定するために 必要	在宅避難の推奨 避難所での混乱 を防ぐため、早期配 置が必要	他町会にも 防災協力員がいる	町会単位の受付で なければ、町会間で の協力に対応	気温等の状況 にもよる
		町会役員でなく、 近隣住民の協力を 期待				仮開設とし、一時的 に玄関ホールでの 待機とする	平日日中で あれば、学校 職員・区職員が協 力、対応可能	避難者の協力によ る物資運搬等を期 待
配置 人数								
高								
低								

地区防災 計画の作成

⑨

各町会の実情
に合わせた
配置（例）

発災 3 時間後

夜間・休日 町会役員の人数が少ない					発災3時間後			
	町会単位					避難所		
優先度	給水 (給食)	安否確認・ 避難誘導	初期消火・ (救助)	町内の 被害把握 (建物)	一時集合場所	開錠・仮開設 トイレの 使用禁止	開設・ 受付	避難所 避難者への 物資
活動内容	給水栓 (応急給水栓) スタンドパイプ による給水	町会、避難行動 要支援者名簿等による安否確認	消火器・D級 ポンプによる 初期消火	町会内の被害状況 (火災・倒壊・道路損 壊等)の把握	避難所開設までの一 時待機場所・町会内の 火災・倒壊等の 情報共有	施錠されている 避難所を防災協力員 が開錠し、最低限 の準備	本部への連絡、 施設全体の安全確 認後、開設・受付	毛布・マット 食料等を配給
高低の 理由	炊き出し等は 緊急性は低い	安否確認要員の確 保に時間が必要	町会役員でなく、 近隣住民の協力を 期待	各対応の優先順位 を決定するために 必要	在宅避難の推奨 避難所での混乱 を防ぐため、早期配置 が必要	他町会にも 防災協力員がいる	町会単位の受付で なければ、町会間で の協力に対応	気温等の状況 にもよる
		町会役員でなく、 近隣住民の協力を 期待				仮開設とし、一時的に 玄関ホールでの 待機とする	平日常中で あれば、学校 職員・区職員が協 力、対応可能	避難者の協力による 物資運搬等を期 待
配置 人数								
高								
低								

地区防災 計画の作成

⑨

各町会の実情
に合わせた
配置（例）

発災 6 時間後

夜間・休日 町会役員の人数が少ない						発災6時間後		
	町会単位					避難所		
優先度	給水 (給食)	安否確認・ 避難誘導	初期消火・ (救助)	町内の 被害把握 (建物)	一時集合場所	開錠・仮開設 トイレの 使用禁止	開設・ 受付	避難所 避難者への 物資
活動内容	給水栓 (応急給水栓) スタンドパイプ による給水	町会、避難行動 要支援者名簿等 による安否確認	消火器・D級 ポンプによる 初期消火	町会内の被害状況 (火災・倒壊・道路損 壊等)の把握	避難所開設までの 一時待機場所・町会 内の火災・倒壊等の 情報共有	施錠されている 避難所を防災協力 員が開錠し、最低限 の準備	本部への連絡、 施設全体の安全確 認後、開設・受付	毛布・マット 食料等を配給
高低の 理由	炊き出し等は 緊急性は低い	安否確認要員の確 保に時間が必要	町会役員でなく、 近隣住民の協力を 期待	各対応の優先順位 を決定するために 必要	在宅避難の推奨 避難所での混乱 を防ぐため、早期配 置が必要	他町会にも 防災協力員がいる	町会単位の受付で なければ、町会間 での協力で対応	気温等の状況 にもよる
		町会役員でなく、 近隣住民の協力を 期待				仮開設とし、一時的 に玄関ホールでの 待機とする	平日日中で あれば、学校 職員・区職員が協 力、対応可能	避難者の協力によ る物資運搬等を期 待
高  低			時間経過 により 対応不要		時間経過 により 対応不要	時間経過 により 対応不要		

地区防災 計画の作成

11

役割分担表 (例)

組織名	活動場所	役割	人数		氏名	平常時の役職
〇〇町会災害対策本部	一時集合場所※	町会活動の中心	1	本部長		会長
			2	副本部長		副会長
地区被害状況	全員		活動場所集合までに各自確認後、情報共有			
消火・救助班	出火現場 町会会館会館 防災倉庫置場	出火元の近隣住民への協力要請	3	班長		防災部長
			4			
			5	副班長		
安否確認班	訪問 ↓ 電話 (町会会館 避難所等)	町会名簿。避難行動要支援者名簿等により高齢者等を安否確認す。↓ ほかに住民からの協力員を確保する。	(3)	班長		
			(4)			
			(5)			
避難支援班 (一時集合場所担当)	避難所の情報提供 ↓ 在宅避難可否の確認	集合した住民で、在宅避難できる者に協力を要請	6	班長		(副会長)
			7			
			8	副部長		
避難所運営班	避難所	避難所開設・運営	9	班長		
			10	副班長		防災協力員
			11			
			12			
(救護部)	発災直後は避難所 ↓ 運営班として活動			部長		
			副部長			
(給食部)				部長		
				副部長		

町会と マンション との連携

マンションとの つながりを 防災訓練を通して つくってみませんか？

町会
自治会の
皆さま



今後起こりうる首都直下地震など、いざというときには、地域のつながりが重要です。
東京都では、地域のつながりづくりを進めるため、
町会とマンションとの合同防災訓練をコーディネートしています。ぜひご活用ください！

事業の流れ



「マンションに声をかけたが、理解を得るのが難しい」
「連携するマンションが見つからない」など、
お困りの町会・自治会の皆さまへ...

**事前にご相談ください！
マンションとの
橋渡しをサポートします**

- コーディネーターが、マンション管理組合等へ
事業趣旨の説明を行い、参加に向けた理解促進を図ります。
- 連携先となりうるマンション管理組合等を紹介します。
- ※連携マンションは、「東京都と各マンション協賛促進事業」をご利用いただけます。

**防災資機材の
購入費用を
最大20万円
助成します**

※合同防災訓練で使用する
資機材に限り

申請について

[対象団体] 都内に所在する単一町会・集合住宅自治会

期間: 令和7年4月1日(火)から10月31日(金)まで

詳細は
こちら



お問合わせ先

町会・マンションみんなで防災訓練事務局
TEL.050-6864-7040 (平日10:00~18:00) E-mail.bosai2025-tokyo@hit-bits.com



東京都

【補足資料】

令和7年度「町会・マンションみんなで防災訓練」 申請者向け防災訓練資機材助成のご案内

「町会・マンションみんなで防災訓練」を申請される町会・自治会は、合わせて合同防災訓練で用いる防災資機材の助成を受けることができます。(助成上限額:20万円/助成率10/10)

○申請にあたっては、以下の表から、実施したい合同防災訓練のメニューと活用したい防災資機材を選んでいただきます。

○助成を受けるにあたっては、次年度以降も、継続して合同防災訓練を実施することが条件となります。(8年度に訓練実施報告書の提出が必要)

合同防災訓練メニュー	防災資機材
初期消火訓練	スタンドパイプ、可搬式消火ポンプ
救出・救護訓練	階段避難車、救急セット、担架、リヤカー、はしご、工具、救助用品(ジャッキ・ロープ)、AED、毛布、ヘルメット、懐中電灯、仮設テント
情報連絡訓練	トランシーバー、メガホン、ラジオ
安否確認訓練	安否確認マグネット
トイレ訓練	マンホールトイレ
生活継続に使用する資機材の使用等訓練	給水タンク、炊き出し器、発電機、蓄電池、投光器、カセットボンベ(発電機用)、太陽光パネル(蓄電池用)、養生シート ※設置工事を伴う据置型の発電機、蓄電池、太陽光パネルは除く

※申請方法等は「町会・マンション みんなで防災訓練」の申請時にご相談ください。

※本助成を受けることができるのは、「町会・マンション みんなで防災訓練」の申請者(町会・自治会)に限ります。町会・自治会が連携先となった場合は、対象とはなりませんので、注意してください。

※本メニューや表にない訓練の実施や防災資機材の活用を希望される場合は、別途ご相談ください。なお、住民に配布をする備蓄用品や防災用の活用が想定されない物品は対象になりません。



詳細はこちら



東京都

作成:生活文化局都民生活部地域活動推進課

町会と 事業所 との連携

事業所の皆様へ

川崎市防災協力事業所の 登録募集中！

～ 防災への取組で 御社のイメージアップしませんか？ ～

なぜ今、事業所の防災協力が必要なのか ～事業所は地域の防災力強化のキーマン～

事業所は、地域の防災力の担い手として次のような特徴を持ち、地域の防災力強化の力を握っています。事業所のもつ組織力、専門的な技術・資機材は、災害時に地域にとって大きな力になります！

《事業所の特徴》

- 地域に密着し、被災地の近くに所在するため、迅速な初動対応が可能
- 平時における企業・事業所活動の中で培った組織力が発揮できる。
- 専門的な資機材やスキルを保有し、多様な活動が可能

地域の防災活動に参加（協力）してください

「地域の防災活動に参加（協力）できる」という事業所は、下記の協力メニューから、できる項目を選択し、登録をお願いします。災害発生時は、事業所自らの判断で、可能な範囲での地域防災活動に御協力をお願いいたします。

また、災害時の活動のためには、普段から、地域の中で事業所と住民の皆様との顔が見える関係が必要です。平常時の協力メニューも併せて登録していただき、地域の防災訓練などへの積極的な参加をお願いします。

《災害時の協力メニュー》

- 労務提供
 - ① 初期消火
 - ② 負傷者の救急活動
 - ③ 避難誘導
 - ④ 負傷者の搬送
 - ⑤ 資機材（バール、ジャッキなど）を用いた救出活動
 - ⑥ 障害物の除去
 - ⑦ 技術者（家屋被害認定士・応急危険度判定士など技術者の派遣）
- 物資提供・貸出
 - ① 食料品……カップラーメン、レトルト食品、米など
 - ② 飲料水……缶・ペットボトル飲料など
 - ③ 医薬品、衛生材料、介護用品……家庭用医薬品、担架、生理用品、紙おむつなど
 - ④ 日用品……タオル、軍手、防寒着、雨具など
 - ⑤ 衣類・身の回り品……服、防寒着、下着、タオルなど
 - ⑥ 寝具……布団、毛布、枕など
 - ⑦ 井戸水……井戸の提供
 - ⑧ 仮設物……風呂、テントなど
 - ⑨ 資機材等の貸出……バール、ジャッキ、電動カッター、フォークリフト、発電機など
 - ⑩ 学用品……文房具、かばんなど
- 一時避難場所などの提供
駐車場・体育館・グラウンド・会議室



～裏面に続く～

（作成例）

大規模災害時における地域と事業所との支援協力に関する覚書

名古屋市が提唱する防災安心まちづくり運動の趣旨に基づき、地域と事業所が一体となった災害に強いまちづくりを進めるため、〇〇学区防災安心まちづくり委員会（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）は、大規模災害時における支援協力について、次のとおり覚書を締結する。

（趣旨）

第1条 この覚書は、大規模災害発生時において、甲に属する自主防災組織が実施する自主防災活動に乙が協力（以下「地域支援協力」という。）する場合に必要な事項を定めるものとする。

（対象とする災害）

第2条 この覚書の対象とする大規模災害とは、多数の火災、救急救助事故が発生する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大規模地震災害
- (2) 大規模風水害
- (3) その他前2号に準ずる大規模な災害

（地域支援協力の内容）

第3条 地域支援協力の内容は、次のとおりとする。

- (1)
 - (2)
 - (3)
- （支援事項を記載）

（支援の実施）

第4条 地域支援協力は、乙の自衛消防活動又は他の応援協定に基づく応援活動その他事業所運営を阻害しない範囲において行うものとする。

2 地域支援協力の開始時期及び区域は、乙の判断により決定するものとする。

（資器材の準備）

第5条 乙は地域支援協力に必要な資器材の充実に努めるものとする。

（訓練等）

第6条 甲及び乙はこの覚書の効果的な運用を図るため、訓練、研修等の実施に努めるものとする。

助成・支援制度

自主防災組織活動費助成

集合住宅防災資機材購入助成

防災士認証登録支援制度

地域の底力発展事業（都）